

ドーピング防止活動に関する一考察

スポーツ文化研究領域

5006A017-0 岡本温子

研究指導教員： 友添秀則教授

本研究では、現在、スポーツにおいて解決の困難な問題とされているドーピングを取り上げ、ドーピング防止活動に対して考察を行った。

ドーピング防止活動に焦点を当てたのは、近年、その活動の国際的な統一機関としての世界アンチ・ドーピング機構(WADA)の設立、ユネスコ総会における「スポーツにおけるドーピング防止に関する国際規約」の採択によりドーピング防止活動が各国政府の協力を得た上で、国際的組織的に展開されるようになったからである。

序章

現在のスポーツにおけるドーピングは近代スポーツが進歩主義を追及した末の帰結であるともいわれているが、その背景には、スポーツの勝利至上主義や商業主義など様々な要素が複雑に絡んでおり、簡単には解決できない問題である。

しかし、国際オリンピック委員会(IOC)やWADAは「ドーピング＝悪」と単純に決め付ける姿勢を崩す気配はない。

IOC、WADA はドーピング禁止の理由として①健康害②アンフェア③社会悪の 3 点を挙げているが、①健康害②アンフェアという理由に対しては、ドーピングを研究する分野からの疑義が示されており、その禁止理由に限界がきているともいえる。そこで 本研究では、ドーピング防止活動を選手を人権を擁護されるべき個人と捉えた場合と社会的に影響力のある「公人」と捉えた場合の両面から考察し、活動の問題点を明らかにした上で、ドーピングが禁止されるべき理由を「公人」としての選手という枠組みから提示し、ドーピング防止活動の意義を明らかにしたい。

第 1 章

第 1 章ではドーピング防止活動の変遷を WADA 設立以前と設立以降に分けて概観した。WADA 設立以前の活動は新たなドーピング手法が発覚したら規制側がそれに対応するかたちで禁止項目に加えるというように、両者は「いたちごっこ」の状態であったが、そこに先手を打ったのが WADA の設立であった。WADA が設立されてから「世界アンチ・ドーピング規程」の策定や、ドーピング検査のための全世界的なプログラムの調整など、国際的で組織的な活動が計画され、実行されるようになった。また、オリンピックでは、開催地の政府の協力を得てドーピング規程違反者を捜索するなど活動の規模は拡大している。

とはいえ、活動の現状をみると、現在の選手の自

己責任を重視する規程が未成年者などに適していない部分があるという問題点や、ドーピング定義に関わる問題点、選手の健康に関わる問題点、ドーピング防止活動への選手参加に関する問題点など指摘すべき部分があった。

第 2 章

第 2 章では、まず選手を人権が擁護されるべき個人と捉え、ドーピング防止活動による人権侵害と行為選択の自由から「ドーピングをする自由」の可能性について論じた。一方で、選手を社会的に影響力のある「公人」と捉えた場合の「公人としての選手」とドーピングの関係についてみた上で、ドーピングが禁止されるべき理由を提示した。

具体的には、ドーピング防止活動による選手の人権侵害については、アメリカなどの判例を挙げるなどして、ドーピング防止活動が人権を侵害する可能性を示した。一方で、マス・メディアなどが伝える選手の「良質なイメージ」を示す例を取り上げた上で、選手を社会的に影響力のある「公人」と捉え、その公人としての選手とドーピング問題との関係において、ドーピングが禁止されるべき理由を考えた。

第 3 章

第 1 章、第 2 章との関連で、ドーピング問題を社会的な問題と位置づけ、ドーピング防止活動の意義と今後の課題を考察した。

ドーピング防止活動の意義については、薬物乱用問題への関連と医師の倫理への関連を挙げた。麻薬やドラッグなどの薬物乱用問題においても、ドーピング問題と同様に規制される側と規制する側との「いたちごっこ」のような現状があり、薬物を本来の目的とは異なる目的で乱用していることを禁じている点において、薬物乱用問題とドーピング問題に共通点がみられることがわかった。

医師の倫理に関しては、ドーピングに関わるスポーツドクターは、本来、人の健康のためにつかわれるべき医師の技術を非倫理的に扱っていると考えられる。それは医師の役割を考える上で一定の示唆を与えるものであると思われる。

また、スポーツとは何なのか、身体とは何なのか、フェアプレイとは何なのかをスポーツに関わる者が、再度検討する機会を与えている点もドーピング防止活動の忘れてはならない意義の一つとして挙げた。

ドーピング防止活動の今後の課題としては、ドーピング規程違反者にも「うっかりドーピング」など様々

なケースがあることを考慮し、制裁措置に柔軟性を持たせることや、故意ではなく規程違反をしてしまう選手を出さないための教育活動やドーピング防止のための啓蒙活動を重視した活動の促進などを示した。

結章

本研究をまとめ、今後の課題として、選手の人権擁護を考慮した具体的な取り組みの提案やドーピン

グ問題の本質を明らかにした上でのドーピング問題の解決法を考察することを挙げた。今後の展望としては、各国々の抱えるドーピング防止に関わる課題を理解することが国際的なドーピング防止活動がより効果的なものとなるための一助となるのではないかとした。